

新潟県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(不許可)</p> <p>第3条 <u>法第5条第1項から第3項まで若しくは第4項本文又は第5条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定による許可をしない旨の通知は、別記様式第2号により行うものとする。</u></p> <p>(提出命令)</p> <p>第5条 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第8項若しくは第9項、第11条の2第1項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第3項又は第26条第2項の規定による提出命令は、別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>(不指定)</p> <p>第6条 法第9条の2第1項、第9条の3第1項、<u>第9条の3の2第1項、第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定をしない旨の通知は、別記様式第5号により行うものとする。</u></p> <p>(不認定)</p> <p>第7条 法第9条の5第2項、第9条の10第2項、<u>第9条の13第1項又は第9条の16第1項の規定による資格の認定をしない旨の通知は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 法第9条の5第3項（法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）又は第11条の3の規定による認定の取消しを<u>した旨の通知は、別記様式第7号により行うものとする。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 <u>法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消しをした旨の通知は、別記様式第11号により行うものとする。</u></p>	<p>(不許可)</p> <p>第3条 <u>法第5条又は法第5条の2第1項から第4項まで若しくは第6項の規定による許可をしないときは、別記様式第2号により行うものとする。</u></p> <p>(提出命令)</p> <p>第5条 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、<u>第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第3項又は法第26条第2項の規定による提出命令は、別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>(不指定)</p> <p>第6条 法第9条の2第1項、第9条の3第1項、第9条の4第1項又は第9条の9第1項の規定による指定をしないときは、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p>(不認定)</p> <p>第7条 法第9条の5第2項、第9条の10第2項<u>又は第9条の13第1項の規定による資格を認定しないときは、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 法第9条の5第3項（法第9条の10第3項において準用する場合を含む。）又は第11条の3の規定による認定の取消しは、別記様式第7号により行うものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 <u>法第11条第1項から第6項までの規定による許可の取消しは、別記様式第11号により行うものとする。</u></p>

(射撃競技用拳銃等所持者に対する許可の期間)

第15条 (略)

2 令第6条第2項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲等又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

不許可通知書

(略)

年 月 日付けで申請のあった 所持許可申請については、銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、下記のとおり許可しない。

(略)

(射撃競技用拳銃等所持者に対する許可の期間)

第15条 (略)

2 令第6条第2項の規定により公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲若しくは刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない範囲内において必要と認める期間とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

不許可通知書

(略)

銃砲

年 月 日付けで申請のあった刀剣類所持許可申請については、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第 条 第 項の規定により、次のとおり許可しない。

(略)

注：不要な文字は、横線で消去すること。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。